

サステナビリティ開示等に関する改正開示府令等、公布—金融庁

去る2月20日、金融庁は内閣府令5号「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布した。あわせて関連告示や改正企業内容等開示ガイドラインも公表された。

主な改正点は次のとおり。

サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備

(1) サステナビリティ開示基準の適用

東証プライム市場上場会社のうち、平均時価総額が1兆円以上の会社に対し、SSBJ基準に従って、有報等の記載事項のサステナビリティ情報を記載することを義務づける。

SSBJ基準の適用開始年度およびその翌年度については、SSBJ基準に従ってサステナビリティ情報を記載しないことができ、その場合には、それぞれの翌期の半期報告書の提出期限までに、当該事項を記載した訂正報告書を提出すること（2段階開示）を可能とする。

(2) SSBJ基準の適用に伴う開示項目の追加

「サステナビリティに関する考え方及び取組」等に、SSBJ基準上の開示要求事項の記載のほか、SSBJ基準に準拠している旨、2段階開示やSSBJ基準上の経過措置の適用状況を記載する。

また、将来情報、スコップ3 GHG排出量に関する定量情報について、推論過程等に関する記載およびこれらの情報に係る社内開示手続を記載する。

人的資本開示関連の制度見直し
有報「提出会社の状況」の「従業員の状況」の位置を「第1【企業の概況】」から「第4【提出会社の状況】」に移動したうえで、新たに次の事項の開示を求める。

① 連結ベースの企業戦略と関連づけた人材戦略

② ①を踏まえた従業員給与等の決定方針（提出会社が持株会社である場合は、提出会社および従業員数が最も多い子会社（最大員会社）についての方針に限定可）

③ 提出会社の従業員の平均給与の対前年比増減率（提出会社が持株会社である場合は、最大員会社についての従業員給与の平均額、その前年比増減率等の記載も必要）

総会前開示への対応

有報において、総会前開示を行う場合における定時株主総会または取締役会の決議事項に係る記載について、自己株式の取得および剰余金の配当に関する事項のみを求める。

適用日

(1) 「サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備」の改正

2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用される。

2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用される。

2026年2月20日以後提出する有報等について早期適用可。

(2) その他の改正

2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用される。

金融商品の分類・測定の新基準開発の進め方、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る2月19日、企業会計基準委員会が、第250回金融商品専門委員会を開催した。

第568回親委員会および第248回専門委員会（2026年2月10日号（No.1767））情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融商品の分類および測定に関する会計基準の開発について審議が行われた。今回は、基準開発の進め方について、次の事務局案が示され、審議された。

フェーズ1

着手後、まず減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ1として優先して基準開発を進める。主な検討項目には、分類のアプローチ、実効金利法による償却原価で測定する金融資産の範囲等が挙げられる。

フェーズ2
フェーズ1以外の領域（例：株式）については、フェーズ1の検討が一巡してから、フェーズ2として検討を開始する。

検討の進め方

基準開発においては、IFRS

関連会社・共同支配企業に対する 投資の公正価値オプションの修正 案、公表 — IASB

去る2月19日、IASBは「公開草案」関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正—IAS 28号の修正案」(以下、「本公開草案」という)を公表した。コメント期限は4月20日。

本公開草案の概要

IAS 28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」は、VCなどの特定業種の企業(特定業種企業)が保有する関連会社または共同支配企業に対する投資について、持分法を適用せず、IFRS 9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定する選択(公正価値オプション)を認めている。

本修正案は、特定業種企業の範囲の解釈にばらつきが存在し、このばらつきがIFRS 18号「財務諸表における表示及び開示」の適用に影響し得ることを踏まえて提案されたもの。

本公開草案は、特定業種企業の範囲を次のように変更することを提案している。

(現行) 類似の企業 (投資連動保険ファンドを含む) (similar entities including investment linked insurance funds)
(修正案) 類似の企業 (similar entities)。主要な事業活動 (main business activities) として特定の種類の資産への投資を行う企業 (IFRS 18号49項(a)参照) を含む。

IFRS 18号は、持分法により会計処理される投資からの損益を投資区分に表示することを求める一方で、公正価値オプションを適用した投資の損益は投資が主要な事業活動として行われた場合には営業区分に表示することを求めている。現行のIAS 28号で不明確であった、投資が主要な事業活動である企業が「類似の企業」に該当するのについて、本公開草案では該当することが明確化されている。

今後の計画

IFRS 18号適用前の2026年半ばまでの最終化を計画している。

会計・監査・開示 ※来し方行く末

連結財務諸表の特徴① 作成(2)

公認会計士
市川 育義

前回は、連結財務諸表の作成プロセスとして、連結と持分法の違いを説明したが、今回は、子会社の個別財務諸表の合算以降の主なプロセスを説明する。

(1) 内部取引の相殺消去

親会社と子会社のそれぞれの個別財務諸表は、会社単独の業績を表示しているものであるため、親会社と子会社の間で取引がある場合には、そのようなグループ内の取引(売上高・仕入高、売掛金・買掛金など)は、企業集団の観点からはグループ内の内部取引として、連結財務諸表の作成にあたり相殺消去する必要がある。

それだけでは内部取引に係る連結調整は完結しない。

なぜなら、たとえば、親会社から子会社への売上が100億円あり、連結手続上、売上高と売上原価をそれぞれ100億円相殺消去したとしても、いずれも損益項目であるため損益調整は行われず、未実現利益の消去にはつながらないからである。

親会社から子会社への内部取引によって、在庫の保管場所が親会社倉庫から子会社倉庫に移動するが、その後、企業集団外の顧客に在庫を引き渡さず子会社倉庫にとどまっている在庫がある場合には、当該在庫について親会社が計上した利益を未実現利益として消去する必要がある。

これで内部取引に係る連結調整が基本的に完結することとなる。

(3) 資本連結
さて、内部取引でない項目についても連結調整が必要である。その代表例ともいえるべきものが、資本連結である。

資本連結は、連結会計基準59項において、「親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本を相殺消去し、消去差額が生じた場合には当該差額をのれん(又は負のれん)として計上するとともに、子会社の資本のうち親会社に帰属しない部分を非支配株主持分に振り替える一連の処理をいう」と定義されている。

要するに、子会社投資について、個別財務諸表上は投資額である子会社株式のみが計上されるが、連結上は個別財務諸表を合算することで、子会社株式に代わり(消去される)、具体的に買収した会社の財産とのれん(ブレイミアム支払)が計上されるというわけである。当然、買収した財産は買収時に時価評価され、投資額との差額がのれんとして計算されることとなる。

のれんは将来の収益力を見込んで支払ったものであるが、その収益力とは子会社のみならず、親会社のシナジー効果を見込むなど、必ずしも明確なものではない。このため、実務上、厳しく対応すべきものであるとの認識は一致している一方で、もともとあいまいな性格であるがゆえに、唯一の答えを見出すことは難しく、2025年5月の内閣府の規制改革推進会議による答申公表以降、のれん償却・非償却をめぐる議論は現在も続いている。

(2) 未実現利益の消去

前述のとおり、親会社と子会社との間の取引は、連結上は内部取引として相殺消去されるが、

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年2月17日	監査基準報告書700実務ガイド「事業報告等と有価証券報告書の一体書類に含まれる財務諸表等に対する監査報告書に係る実務ガイド(2026年版)」(公開草案)	JICPA	2025年3月の有報の総会前開示に関する金融担当大臣要請等以降、環境の変化が生じ、事業報告等と有報の一体書類を作成する可能性が高まっていることから、監査報告書の文例について再度検討を行い、実務的なガイドスを取りまとめるもの。確定版の公表は2026年4月下旬予定で、その際に既存の監基報700実務ガイドス2号は廃止される予定。コメント期限は3月17日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260217fhf.html
2026年2月20日	「有価証券報告書の定時株主総会前の開示について」の更新	金融庁	「有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点」について、2月20日公布・施行の開示府令の改正を踏まえた留意事項を更新したもの。また、「総会前開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果」等も公表されている。 https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html

金融

FRB議事要旨が示す利下げ判断の難しさ

米連邦準備制度理事会（FRB）が公表した1月27～28日開催の米連邦公開市場委員会（FOMC）議事要旨によると、政策金利であるフェデラル・ファンド金利の誘導目標レンジは3.50～3.75%に据え置かれた。昨年に累計75ベースポイントの利下げを実施した後の水準であり大勢は維持を支持したが、2名のFOMC参加者は25ベースポイントの追加利下げを主張した。实体经济について「堅調なペースで拡大」と評価する一方、雇用の伸びは低水準にとどまり、失業率は4.4%で横ばい圏にあるとしている。

物価面では、個人消費支出（PCE）価格指数の前年比上昇率が2%目標を上回り、特に関税の影響を受けたコア財価格（食品・エネルギーを除くモノの価格）の押し上げが意識されている。他方で、住宅サービス価格の伸び鈍化などを背景にディスインフレの流れも確認され、雇用と物価の双方にリスクの認識が示された。

こうした状況を踏まえると、

証券

早過ぎた株価目標の達成と今後の展開

高市首相の政策遂行の手腕が問われる特別国会が始まった。高い支持率を背景に政策執行を急ぐ首相と勢力が大きく後退した野党との論戦の展開が目ざされる。株式市場は絶対多数による迅速な政策決定を評価するか、それとも政策決定が強権的として警戒的な姿勢をみせるのか。

日経平均は総選挙直後の2日間急騰したが、その後は横ばいで推移している。高値警戒感が生じているようだ。これまで市場をリードしてきたIT、半導体関連企業の株価の動きが鈍くなり、他の業種の企業へ物色対象を広げる動きが感じられる。

もともと、高値警戒感の原因は単純で、年初からの株価の上昇ピッチが早すぎたことだ。日経平均は5万円強から開始したが、選挙後には58,000円に達した。年初、多くの株式市場関係者が今年の日経平均の高値目標を年末あたりに58,000円程度としていたが、何と40日でそれが実現してしまった。しかも、投資尺度であるPERは妥当とされる15～20倍を超えて

20倍強（日経予想）になっている。こうした経過からすると、高値警戒感が株価調整につながっていく可能性を否定できない。ただ、年初からの株高を推進してきたのは海外投資家であった。彼らは判断が早いため、仮に調整があっても、その幅次第では次の段階へ踏み出すことが考えられる。つまり、調整幅がある程度大きいほうが立ち直りも早いといえる。したがって、調整の始まりを恐れることはない。

もちろん、株価を取り巻く環境が悪化すれば話は別である。高市首相の「責任ある積極財政」が走り出したものの、金利上昇、円安加速といったねじれ状態を招いた場合、あるいは世界的なAI・テック株ブームが崩壊し、景気や企業収益が悪化するなどの場合が想定される。

高市首相が進退をかける公言して実行した解散総選挙で、自民党は歴史的な勝利を得た。首相の賭けは的中し、その決断力への評価は高まったが、その政策能力への評価はどうか、国会の動向から目が離せない。